

経済政策と国家機能（I）

—政策主体としての国家と個人主義的国家観—

金 田 良 治

目 次

1. 序にかえて
2. 原子論的国家論と集団主義国家論
3. 近代国家の成立と経済的自由主義の芽生え
4. 経済的自由主義, スミスとベンサムの国家観
 - 1) スミスの自由放任主義国家観
 - 2) ベンサムの功利主義国家観
 - 3) スミスとベンサムの社会調和論
5. 時代背景の相違, スミスとベンサム
 - 1) 資本主義創成期の人・スミス
 - 2) 資本主義確立期の人・ベンサム
6. スミスとベンサムの国家機能論
 - 1) スミスの国家機能肯定説
 - 2) ベンサムの国家機能肯定説
7. 結びにかえて

既刊・経済政策と国家機能（IV）

—マルクス主義経済国家論批判と機能的多元社会論の
復活・高田保馬の階級社会・国家論批判を中心に—

目 次

1. 序にかえて
2. 問題の所在・マルクス主義階級国家論の混迷と貧困

3. 高田保馬のマルキシズム批判と機能的多元社会論
4. マッキーヴァー、ラスキ、コールの多元的社会・国家論と高田の見解
5. 高田の国家概念と構成3要素——地域団体・統治・階級支配——
6. 高田の国家機能分散説と国家減衰説および多元的諸集団の機能増進説
7. 一元的連合説と多元的連合説
8. 補論・ラスキ多元的国家論から階級国家論への変説について
9. 結びにかえて

以上徳山大学論叢26号、1986年12月刊に収録

1. 序にかえて

経済政策主体としての国家というタイトルを本稿に付けたのは、以下の理由による。人類の発生以来、集団ないしは共同体の存在するところには必ず領域および境界があり、境界を超えて共同体間の財貨の交換が行われていたことは否定できない。共同体社会の発展が中世から近世に至って封建制国家や中央集権的国家として成長してくると、交換は貨幣を媒介にした大量の商品の輸出入貿易関係を成立させ、交易が諸国家の生産力を向上させるように作用し、また生産力の向上がより大きな市場開拓を可能にするような刺激を生産者や商業・流通業者に与える¹⁾。交易の発達には国内の経済を発展させ、国内経済の伸展は交易活動を活発化させてきた。境界の存在するところには、民族共同体、都市国家、封建制国家、中央集権的国家のいずれであろうと、また資本主義体制国家、社会主義体制国家のいずれであろうとも、統治・支配・管理制度および機構を成立させる²⁾。

注1) エンゲルス『家族、私有財産と国家の起源』岡崎三郎訳、マルクス・エンゲルス選集9巻、新潮社、昭和31年の「九・未開と文明」118～133頁を参照されたい。ただしマルクスやエンゲルスおよびマルクス主義者に限らず、こうした考え方は非マルクス主義者の経済学・経済史文献でも同じであることを、一言付記しておく。

2) マルクス主義国家論の欠陥は、階級性のみを強調し、国家の統治・管理機能についての認識が少ないという点にある。この点はマルクス主義国家論の最近の文献にも反省を含めて指摘されている。大内秀明・柴垣和夫編『現代の国家と経済』有斐閣選書、昭和54年。

(次頁脚注へ続く)

国民生活に占める経済生活の比重は極めて大であり、政治力や軍事力の強化はもとより文化・教育水準の向上も経済力の大きさに左右されるという実態からみて、経済生活が国民生活の基本をなすと判断するならば、国家は一国の経済発展を通じての国力の増進に責任を果たすように努力するであろう。すなわち、国家が経済政策主体として経済過程に介入することが必須となり、これはまた国家の諸活動のうちでも最重要な義務的行為の1つとなる。国家の経済政策主体としての経済への介入程度は、時代を異にし、経済の成熟程度や客観条件の相違により、さらに経済体制の違いによって、異なっている。

たとえば重商主義時代における国家それ自体の商業機関説、国家の経済干渉を拒絶して企業の自由放任的経済活動を主張したアダム・スミスの夜警国家論的見解、資本主義の成熟にともなって噴出してきた諸矛盾の解決のために自由放任思想を一部修正した最大多数のための最大幸福原理の修正功利主義の国家観、国家の構成因を個人に求めるか集団に求めるかで相違する原子論的国家観と多元的国家論、マルクス主義に立脚するか否かで相違する階級国家論と非階級的的市民国家論ないしは国民国家論、さらに行政機能の肥大面からみた行政国家論、権力支配構造の観点からみた産・軍・官複合国家論、福祉観点からみた福祉国家論、等々がある。

だがいずれの国家論を取り上げても、共通しているのは国家の政策権能あるいは政策主体としての機能である。本稿のタイトルを上記のように定めたのは、以上に述べた理由による。

なお前号の本学論叢誌上で発表した「マルクス主義経済国家論批判と機能的多元社会論の復活——高田保馬の階級社会・国家論批判を中心にして——」³⁾という拙稿は、前掲タイトルの連作の（IV）に相当するものである

この点でマルクス主義的社会・国家論を一貫して批判してきた高田保馬の統治・管理論的国家論は、注目すべきであろう。高田『社会と国家』岩波書店、大正11年、262～264頁。

3) 拙稿「マルクス主義経済国家論批判と機能的多元社会論の復活——高田保馬の（次頁脚注へ続く）」

ことを、一言付記したい。また今回発表の拙論は、以前に書きためて置いた論稿にかなり手を入れ脱稿し、上梓したものである。

2. 原子論的国家論と集団主義国家論

自然法的自律観と原子論的社会論、この2つの観念こそ、自由企業体制社会の国家論の2大前提であり、また経済的自由主義を唱道させた理論的前提でもあった⁴⁾。こうした見解の代表を、アダム・スミス (Adam Smith, 1723-1790) やジェレミ・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) の文献のなかから見出すことは容易である。そしてスミスという偉大な思想家の見解や創見が、近代資本主義社会における時代的チャンピオンであった新興経済階級の擁護理論として、広くかつ深く伝播されていったことも⁵⁾、容易に理解することができる。

しかしながら19世紀前半からのイギリスに代表される資本主義経済社会の発展は、彼ら新興ブルジョアジーの期待を根本的に裏切るような歴史的現実を数多く露呈するようになる。スミスが夢見ていた、そして予言したバラ色の予定調和的な資本主義は存在しえなくなったのである⁶⁾。

労働者階級の貧困、低賃金、そして劣悪な労働条件、あるいは産業資本家同士の弱肉強食的な競争の熾烈化は、資本主義体制の弊害・矛盾として露骨に現れてきた。それだけではない。企業家相互間の競争は、雇用者である労働者階級へ競争の重圧をしわ寄せさせた⁷⁾。

確かに競争は、当該体制を比躍的に発展させ、はかり知れないほどの富を増大させた。しかしながら蓄積された富は、一部の少数資本家の掌中に貯め

階級社会・国家論批判を中心にして——」徳山大学論叢第26号、1986年12月、1～37頁。

4) 木村健康「国家と経済」都留重人編『資本主義——マルクスとケインズ』の第3巻『現代国家の政治と経済』所収、春秋社、昭和27年、10～17頁。

5) 「同上」16～17頁。

6) 杉本栄一『近代経済学史』岩波全書175、1953年、38～39頁。

7) 木村「前掲」19～20頁。

こまれば、労働者階級の所得を直接的に引き上げるためには使われなかった。そればかりではない。その当時において、資本主義を永久不変の体制社会だと頭から信じ込んでいた資本家階級にとっては、労働者階級の貧困は、才能なき、努力せざる愚者への神の審判だと考えられていた。それは神の与え給うた運命であり、怠惰な者達への天の必罰であったとも考えられていたといえる。したがって新興資本家階級は、競争原理に立脚して企業活動を行うことが、神から授けられた運命であり、それこそ彼らが存在する資本主義体制の存立の一般的条件であると信じ込んでいた。

このような資本家階級の当該体制に対する基本的認識は、当該体制のもたらす矛盾の程度や深刻の度が低い場合には、まだ説得力をもっていた。しかし労働者階級の貧困の増大とそれに比例して増大した不満や抵抗、そして勢力結集は、彼らをして即自的な階級から対自的な階級へと漸次変遷させるようになった⁸⁾。

さらに自由競争の徹底化が進む過程で、競争の重圧から企業を守ろうとする目的で徐々に自由競争を修正する機能をもった独占的結合体が形成され、また思想的にも自由競争の行き過ぎは、当該体制の維持存続にとって危険であるとの主張も提出されてきた⁹⁾。

スミスの自然法的自律観や原子論的社会観が一部修正ないしは否定され、バラ色から灰色に変わった資本主義社会を維持発展させる目的で、最大多数の最大幸福原理を社会哲学とするベンサム功利主義思想が¹⁰⁾、世間の耳目を

8) 「同上」20頁。

9) 「同上」21頁。

10) Jeremy Bentham, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Blackwell's Political Text, Oxford, 1948. ジェレミィ・ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』責任編集・関 嘉彦、山下重一訳『世界の名著』38巻、中央公論社、昭和42年、86頁他。日本では明治16年11月と17年1月に陸奥宗光が『利学正宗』という表題で東京府・稲田佐兵衛書肆から上・下巻の邦訳書を刊行している。

功利主義倫理学は、J. S. ミルによって集大成されたというのが通説であるが、功利主義にも、苦痛の最小を第1目的とする「消極的功利主義」と幸福の最大を
(次頁脚注へ続く)

ひくようになった。

こうした時代の客観的状態の変化とその変化を当該体制内の政策的処方箋によって解決するために考案された功利主義社会思想は、経済と国家の問題を、個人と国家の関係から集団と国家への関係へと大きく変身させるに至った¹¹⁾。個人主義国家観が集団主義国家論へと変遷して行く経過を十分に把握するためには、前記の諸事情をまず究明する必要がある。この究明によって、近代文明社会における個人主義の発展の不可欠性と、その発展が限界に達し、集団主義の国家論へ移行して行かざるを得ない必然性とが解明され、さらに集団主義の国家論がマルクス主義的な階級国家論と非マルクス主義的な多元的国家論へと分離発展して行く事情も明らかになると思われる¹²⁾。

3. 近代国家の成立と経済的自由主義の芽生え

個人主義は、近代国家の成立と共に発展し、確立して行った。

近代国家の成立、その萌芽は、イギリスではほぼ15世紀頃にみられたといわれ¹³⁾、17世紀に至り1602年のエリザベス女王の死去によるテューダー王朝の廃絶と傍系のスコットランド王たるジェームス1世（James I, 在位期間

第1目的とする「積極的功利主義」とがある。双方を主張する論者の中で論争があった他に、「功利原理の証明が可能か否か」についての論争、また最大幸福の「幸福」とはどのような内容かについての論争、さらに「規則功利主義」と「行為功利主義」との論争がある。最後の規則と行為に関する功利主義の論争が一番大きな論争である。簡単にいえば、道徳規則に全て従うか、あるいは時と場合に依じて規則を破る行為をした方が、集団にとって最大幸福をもたらすという主張をめぐっての議論である。上記の4つの論争、とくに最後の論争について詳しく紹介した文献に小泉 仰氏の「現代功利主義論争」『思想』1976年12月、理想社、77～91頁がある。

- 11) 別言すれば、個人対国家の対立関係から集団対国家の対立関係への変遷である。また木村「前掲」29～30頁をも参照されたい。
- 12) マルクスやエンゲルスの唯物史観の方法に基づいて、階級国家の成立へ引き寄せる国家論の理論的欠陥や歴史的非妥当性については、前掲の注3)の抽稿を参照されたい。
- 13) 野村兼太郎『英国資本主義の成立過程』有斐閣、昭和12年、12頁。木村「前掲」12頁。

1603-1625) のスチュアート王朝の成立に伴う「王権神授説」ならびに「国王の政府」の主張に基づく専制政治の実施により、急速にその成立のため基盤を形成してきたと考えられる。就中、スチュアート王家2代目のチャールズ1世(Charles I, 1625-49)の議会無視とたびたびの対外戦争やそのための租税増徴、さらには彼自身が国教徒 Anglicans であつたことから行った清教徒 Puritan への種々の圧迫等は、議会の多数を占める清教徒、ことに下院との対立を激化させた。1628年の「権利の請願」の提出を契機として翌29年のチャールズの議会解散とその後の11年間にわたる独裁政治とは、1640年から約8年間にわたる内乱を勃発させた。1648年に議会派が勝利を占め、翌49年には「国民の公敵」としてチャールズは処刑され、清教徒革命 Puritan Revolution は成功をおさめたのである。イギリスは共和政 Common Wealth 国家として成立することになるが、これだけでは立憲君主制国家としてイギリスはまだ確立していないといえる。それを補足したのが1688年の名誉革命 Glorious Revolution であった。名誉革命については若干語る必要がある。この名誉革命こそ制限君主制国家、すなわちイギリスを立憲君主国家に事実上、改変したのであった¹⁴⁾。今しばらくこの点について説明しよう。

チャールズ1世の処刑後に成立した共和政は、クロムウェル(Cromwell, 1599-1658)の死後、一挙に逆転顛覆されることになる。1660年のチャールズ2世(Charles II, 1660-85)の復辟による王政復古がそれである。復辟に多大の力を借したのは、当時すでに勢力を強めていた地主階級と中世末期から近世初頭にかけて、国際商業戦で多大な蓄財をなしてきた商人階級達とであった。したがってこの王政復古を絶対王政の復活と判断することは、政治の実権を徐々に握ってきていたこれらの地主と商人階級の勢力増大を軽視するという誤ちを犯すことになる。

彼ら新興経済階級は、経済的利益の擁護を政治的に表現しうるほどの勢力を漸次もつようになり、ついには政党を形成し、その当時、外形上だけで権

14) 中村英勝『イギリス議会政治史論集』東京書籍、昭和51年、I。「イギリス議会政治体制発展の諸段階について」21頁。

威を保っていた王政復古後の絶対王制に対峙していったのである¹⁵⁾。しかしながらチャールズ2世は、次第に議会政治を無視し始め、専制的政治を行わんと画策したり、また旧教徒の一員として清教徒を迫害したりした。議会はこれに対して「審査律」(1673年)や「人身保護令」(1679年)の可決をもって対抗した。こうしたさなかにチャールズ2世は死亡したが、彼の後継者のジェームズ2世(James II, 1685-88)の即位をめぐり、議会は2派に分裂して抗争し、結果的に下院に2つの政党を成立させた。即位賛成派をトーリー党 Tories といい、これには地主や貴族に代表される国教徒や旧教徒が入党していた。また即位反対派をホイッグ党 Whigs と称するが、これには産業市民層に代表されるカルヴィン派の清教徒が入党していた。ホイッグの即位排斥案は上院で否決され、ジェームズ2世が王位に就いた。熱心な旧教支持者であるジェームズ2世の専制政治は、ホイッグはもとより当初は即位賛成派であったトーリーをも反対側に追いやり、両党は提携して、1688年にジェームズ2世を王座から追放し、ジェームズ2世はフランスに亡命した。議会は、ジェームズ2世の長女で新教徒であったメアリー Mary の夫、オランダ公ウィリアムを迎えて王位につけ、ハノーヴァー王朝のウィリアム3世(William III, 1689-1702)と名乗らせた。新国王は、議会提出の「権利の宣言」Declaration of Rights を承認し、「権利条令」Bill of Rights としてこれを公布した。新国王は、議会内の言論の自由、議会の承認に基づかない課税の無効、等々の国家の主権的行為を実質的に議会に委ねることを認めたのであった¹⁶⁾。名誉革命を無血革命で終了させ、経済階級がとくに政治的に強力になる発言をして近代市民革命を実質的に成就させたのであったが、これにはホイッグの政治活動が大きく貢献したので、これ以後ホイッグの政治的権威は比類なく確立することになった。ここに初めて世界史上、政党政治による議会制度が誕生し、議会制度のイギリス的展開がみられることになる¹⁷⁾。

15) 『同上』22頁。

16) 『同上』4~22頁。

17) 『同上』23~24頁。岩間正光『イギリス議会改革の史的研究』の第7章「ブラックストーンとベンタム」を参照されたい。御茶の水書房、1966年、140~148頁。

名誉革命は、「経済が国家の憲制を変革した著しい例である」¹⁸⁾が、この事実だけをもってスミス流の経済的自由主義あるいは、自由放任経済観が成立したと判断するのは性急であり、このような考えがおおむね妥当するようになるには、さらに1世紀の経過を経なくてはならない¹⁹⁾。

それは、ホイッグやトーリーに代表される階級、就中、ホイッグに代表された新興資本家階級は、本来は、専制君主による保護や干渉を経済活動への桎梏と考え、ギルド制度による諸規制に対しても自由な経済活動を阻害するものだと考えていた。それにもかかわらず、必要欠くべからざる場合には、彼らは議会活動を通じて国家の保護ならびに国家の干渉を、むしろ強く要請したのであった。具体的にいえば、国際商業戦におけるオランダとの競争、オランダとの競争の勝利後におけるフランスとの覇権争いの際に、保護や干渉を強く国家に要請したのである。通常、「議会によるコルベール主義」²⁰⁾として知られている議会の立法に基づく重商主義のイギリス型保護干渉政策が、それである。

イギリスにおける重商主義とは、新興経済階級の要望から積極的に推進された国家政策のことであり、憲政を掌握した議会の多数派を占める彼等新興経済階級の要望に副って実施された国家活動のことを指す。したがってこの時代にあっては、国家活動は経済に積極的に介入するようにその当時の経済界それ自体から要請されていたものであったし、またむしろそれの方が自然であり、必然的な行為でもあった。このように述べれば、後年に至って登場してくる経済活動に対して介入する国家活動を悪弊とみなす経済的自由主義と名誉革命当時における市民的自由主義とは、まったく内容を異にしていることに注意する必要があるだろう。それゆえに名誉革命をもって、「国家と経済」との近世的関係が定式化されたと判断するのは、はなはだ「危険」であり²¹⁾、性急の誹りをまぬがれないといっても過言ではなからう。

18) 木村「前掲」18頁。

19) 「同上」13頁。

20) 「同上」13頁。

21) 「同上」13頁。

4. 経済的自由主義、スミスとベンサムの国家観

1) スミスの自由放任主義国家観

名譽革命の後、1世紀を経て18世紀の70年代前後に至り、産業革命が開始されるや、イギリス経済は未曾有の飛躍をとげ、新興経済階級は、彼ら自身の経済力の著しい伸展ともなって、政治経済の実質的指導権を掌握するようになった。国家の保護ならびに干渉を経済過程から真に解放する要求が、彼らの激しい日常的な闘争となる。これが経済的自由主義の唱道であり、その後の経済社会の指導理念として定着することになる。経済的自由主義と個人主義との関連については後述することにし、今しばらくは言及しないでおこう。

経済的自由主義を真理とみなし、社会にそれを一般的原理として確認させるように力を貸した最初の思想家は、既述のアダム・スミスであり、またこれから取り上げるジェレミ・ベンサムであった。この思想家は、とくにスミスの場合は、経済的自由主義を唱道し、一般化するに際して彼特有の思想観、すなわち17～18世紀における自然法的社会哲学に立脚して、経済の場面にその論理を適用したといえるのである²²⁾。それではその自然法的思想とはいかなる内容のものであろうか。ギリシャ以来、自然法哲学は、「自然」プュシスと「人為」ノモスとの対立をもって社会混乱の原因と考察し、その論理を明確にしようとしてきた。とくにストア派の哲学は、宇宙それ自体が、自ら

22) 高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』河出文庫、昭和30年、98頁。高島氏は、スミスの中庸の思想あるいは両極端の平均ないし中点の思想という氏独自の用語を採用しながら、次のように指摘している。「けれどもここに注意しなければならないことがある。両極端の中点としての中心価格の思想には、依然として経験を越えたところの、ある意味で形而上学的なものが潜んでいるということである。スミスはこの中点の思想を自然法の思想と結びつけて、そこに自然価格の世界を構想したのである……」「……自然価格の世界はそれゆえにスミスにとって経済的調和の世界であり、経済的全体を表現するものである」。『同上』98～99頁。アダム・スミス『国富論』大内兵衛・松川七郎訳、岩波文庫、第1分冊、60～61頁。大道安次郎『スミス経済学の系譜』実業之日本社、昭和22年、第2章「スミスの自然神学の系譜」56～77頁を参照されたい。

の「氣」 pneumaに貫かれ、それ自体が自らの「理」 logosを有する調和的自律的存在体とみなしていた²³⁾。スミスは、かかる思想を彼の偉大なる先駆者たるシャフツベリー伯（Earl of Shaftesbury, 1671-1713）やフランシス・ハチスン（Francis Hutcheson, 1694-1747）²⁴⁾等のモラリストあるいは理神論者から教示されただけでなく、フランソワ・ケネー（François Quesney, 1694-1774）の影響をも受け、経済の場においても、経済それ自体が自らの「理」 logosを有する調和的自律的存在体であると考察するに至ったのである²⁵⁾。したがってスミスは、経済という存在は完全に自律的であり、かついかなる人為的な保護干渉がなくても調和的に経済生活が運行すること、ならびに経済の保護干渉は経済生活の円滑な運動を破壊してしまうと主張したのである²⁶⁾。このように説かれるならば、「自然」的な存在である経済に「人為」をもって干渉することは、経済を攪乱・阻害せざるであらう。それゆえ、かかる「人為」は好むべからざるものとして排除されるべきである²⁷⁾と考えられていた。しかも、現実における「人為」の最大のもの、国家および国家活動であり、国家権力の経済過程への保護干渉は当然に排除されるべきだということになる²⁸⁾。

23) 木村「前掲」14頁。

24) 大道『前掲』93～95頁。大道氏のハチスン、シャフツベリー、ヒュームとスミスを関連づけた道徳論についての叙述は、極めて詳細であり、教示される点が多い。「同上」14頁。高島『前掲』33頁。

25) 木村「同上」14頁。大道「同上」60～63頁。

26) スミス『前掲』訳書、第1分冊、101頁。また第4編「経済学の諸体系について」訳書、第3分冊を参照されたい。

27) 『同上』訳書、第4編第8章「重商主義体系についての結論」第3分冊、419～458頁。大道「前掲」59～60、303頁。

28) 『同上』訳書、第3分冊、460～461頁。スミスのコルベール批判は、次の一文によっても明らかであろう。「ルイ十四世の有名な大臣コルベール氏は、誠実で、ひじょうに勤勉で、こまかい事務に精通した人であり、公共の会計の検査についての豊富な経験とひじょうな鋭敏さとをそなえ、しかもきわめて有能な人で、要するに公収入の徴収および支出について、その方法と整然たる秩序を導入するのに最適任の人であった」。だが、続けてスミスはいう。「この大臣は、不幸にも重商主義体系のいっさいの偏見をいだいていた……………かれは、一大国の産業や商
(次頁脚注へ続く)

もしこれらの国家の経済への介入が無用なものとして排除されるならば、経済は円滑に運行し、経済が本来達成するであろうと期待されている「公共の福祉」が、経済それ自体の内在的法則の作用の結果として達成されると考えられていたのである。経済は自由に運行されるべきである。経済が自由に運行される場所では、年々の国民の生産物が増進し、経済を構成する社会の各単位をも富ますことが可能となると予想されていた。以上が、スミスの自由放任観の主張であり、自由経済主義あるいは「自然的自由の体系」System of natural libertyの理想であった²⁹⁾。

スミスの上記の見解は、ケネーの根本思想たる「自然の秩序」order naturelに負うところ大であることはいうまでもなからう³⁰⁾。

ケネーによる自然の秩序とは、創造主の神の意志に従う完全調和の社会秩序であって被創造物たる人間社会にとって、完全無欠、最大限の利益ある社会秩序であった。しかるに現実の人為的諸制度は、自然の秩序を混乱させ人間社会に有害な結果をもたらしている。それゆえ人間社会は自然の進行にのっとり「なすに任せよ、行くに任せよ、世界は自ら進行する」自由放任(Laissez-faire)にしたがいつつ運営されねばならない³¹⁾。けだし、現実社

業を、公共の職務のもろもろの部局と同一の模型にしたがって規制しようと努力し、平等・自由および正義という寛大な原則にもとづいてあらゆる人が各人各様に自分の利益を追求することをゆるすどころか、産業のある部門には異常な特権をあたえると同時に、他の部門をこれと同じく異常な制限のもとにおいたのである……。さらに別の箇所でスミスは以下のようにも述べている。「自然的自由の体系は、主権者につきの三つの義務を託しているにすぎない。すなわち、(1)防衛、(2)司法制度、および(3)ある種の公共土木事業、がそれである」。『同上』訳書、第3分冊、502～503頁。

29) 木村「前掲」14頁。大道「前掲」319、321頁。

30) スミス『同上』訳書、第3分冊、477～478、486～488頁。大道「同上」277～285頁。

31) ミラボーやチュルゴーによって重農学派のスローガンとして唱道された言葉である。V. R. Mirabeau, *L'ami des Hommes*, 1756.; *Théorie de l'impôt*, 1761.; A. R. J. Turgot, *Réflexions sur la formation et la distribution des richesses*, 1766. チュルゴー『富に関する省察』永田 清訳註。なおケネー『経済表』増井幸雄・戸田正雄訳、岩波文庫、昭和8年初版、32年第23刷の訳(次頁脚注へ続く)

会の制度を自然の秩序に適合させることこそが、人間社会にとって有益であり、かつ為政者が為すべきことだからである³²⁾。したがって経済学者は、為政者の期待に答えて、経済の場における自然の秩序とそれを支配する諸法則、ならびに現実のそれらを明確にして、両者の関連を研究することが必要になる。ケネー再生産表式は、まさにこのような課題を果さんとして研究された努力の結晶であった。もちろん、ケネーにおける「自然の秩序」は、未だ歴史的認識の思弁方法を十分に把握していない当時において、普遍妥当的・永久絶対的不変社会だと資本主義社会を位置づけていたという限界にとどまっていた³³⁾。このような超歴史的観点は同様にスミスにおいても残滓していたといえよう³⁴⁾。

2) ベンサムの功利主義国家観

他方、ベンサムにあっては、このような自然法的自律観はどのように主張されていたであろうか。

ベンサムは、スミスよりも徹底して経済的自由主義を主張し、一層強力に

者序の8頁を参照されたい。さらに『反デューリング論』（マルクス・エンゲルス全集20巻）訳書、大月書店の第2篇「批判的歴史から」416頁を参照されたい。越村信三郎氏は、同氏著『ケネー経済表研究』現代経済学叢書1、東洋経済新報社、昭和22年の緒言2頁において、「マルクスも『反デューリング論』のなかで、重農学派は、ひとも知るところ、ケネーの『経済表』においてわれわれに一つの謎を残したが、その後の経済学の批評家や史家もこれには歯が立たなかった。一国の富の総體の生産および流通に関するフィジオクラートの見解を一目瞭然たらしめたこの経済表も、依然後世の経済學界にとって横湖たる霧に包まれたものとなっている」を引用しているが、これはマルクスではなくてエンゲルスのことであろう。

32) ケネー『同上』訳書の「原則に就いての注釈」第7、8を参照されたい。99～102頁。

33) 大道氏は、次のように指摘している。「ケネーはロックの哲学を半分は移したが、マールブランシュ的なものが根柢にあったがために急進的態度を採らず、半保守的となったのである。しかしここに特記しなければならぬことはかかる半保守性を支えてある現実的地盤である」。大道『前掲』280頁。

34) スミスの「市民社会には発展がない」という高島氏の指摘は、正当だと思われる。「いかなる場合においても、自然調和の確信は微動だにしないのである。」高島『前掲』228頁。

国家の経済への介入を排斥したというのが通説である³⁵⁾。そればかりではない。ベンサムは、スミスの一見、合理的かつ論理的な理論体系の裡に、理神論ならびに自然法に立脚した神話的要素の残滓を見出し、いわゆるベンサム流の合理主義と経験主義にのっとり、神話的要素の最小限すらを追放しようとした³⁶⁾。スミスに残留していた「神の世界創造」、あるいは「自然状態への敬慕心」が否定される³⁷⁾。ベンサムの認識において白眉とされるところは、その当初の立論において、不可疑の根源的事実を人間の利己的存在に求めたことにある。利己心あるいは利他心の何れかを人間の本性とするかについては、彼以前においても論議されていた論点である。問題は、次の2点、すなわち第1に、彼が立論の初めにおいて、スミスの最小限の神話的要素を追放する際にデカルト流の「我思う」の思弁方法を採用して、何人も疑うことの出来ない事実³⁸⁾に不可疑の根源を求め、その根源を人間の利己的存在体と認識した点³⁹⁾、第2に、彼のかかる論法がその後の社会哲学界を比類なく支配したという点³⁹⁾、の2点において顕著な貢献を果したからである。

彼によれば、人間は利己的存在であることから明らかなように、常に快楽を求め苦痛を拒絶する存在と主張されている⁴⁰⁾。それでは何をもって快楽とし、また苦痛とするか、あるいは両者の程度・度合の大いさはどのような

35) 木村「前掲」14～15頁。

36) 木村健康「十九世紀英国思想」社会思想研究会編『社会思想史十講』(下)現代教養文庫、昭和27年の「三・自由主義の哲学的基礎付け」を参照されたい、268～275頁。関 嘉彦責任編集、前掲・『ベンサム・J. S. ミル』の編者解説「ベンサムとミルの社会思想」28～29, 32～33, 34～35頁を参照されたい。

37) 木村・前掲「国家と経済」15頁。

38) 「同上」15頁。

39) 関「前掲」20～21頁。たとえば関氏は指摘する。「十九世紀前半のイギリスで行われた法律上の改正、選挙法改正、そして経済上の制限的立法の廃止などは、ベンサムを旗頭とし、「最大多数の最大幸福」をスローガンとする哲学的急進派の啓蒙運動の結果としてなされたものが多い」。

40) ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』訳書の第1章「功利性の原理について」81～87頁と第3章「苦痛と快楽との四つの制裁または源泉について」108～112頁、第4章「さまざまな快楽と苦痛の価値、その計算方法」113～115頁、第5章「快楽と苦痛、その種類」116～123頁の諸章を参照されたい。

ものなのであるかとの問いに対しては、各人々々のそれぞれがよく知っている事柄なので、各人の判断に委ねる以外に知るべき途はない⁴¹⁾と答えざるをえないであろう。金言をもってするならば、各人は自らの最善の弁護士だといえるのである⁴²⁾。

さらにベンサムは説く。幸福こそは人間の快樂の最上の存在である。この幸福は前記の論法に基づくならば、個人の幸福の何たるか、またその大きさは個人の最もよく判断するところにまづ以外に方法はないが、しかし社会の幸福は個人の幸福の総和であるがゆえに⁴³⁾、社会の幸福の増進を図るには、まず個人の幸福を増進させ、行動している個人の諸行為を何らの干渉や制限なしに自由に任せておくのが最善である⁴⁴⁾。もし為政者が社会の繁栄福祉を

41) ただしベンサムは快樂を数量化して比較できると考えていたが、これはピグーにも承継され、後にライオネル・ロビンスによって批判されることになる。ベンサム『同上』第4章、訳書、114頁。

42) 木村「前掲」15頁。

43) ベンサム『前掲』訳書、83頁。ベンサムは説く。「社会とは、いわばその成員を構成すると考えられる個々の人々から形成される、擬制的な団体である。それでは、社会の利益とはなんであろうか。それは社会を構成している個々の成員の利益の総計にほかならない」と。また次のようにも述べている。「したがって、ある行為が社会の幸福を増大させる傾向が、それを減少させる傾向よりも大きい場合には、その行為は〔社会全体について〕功利性の原理に、短くいえば、功利性に適合しているということが出来る」83～84頁。

44) 『同上』訳書、86頁。ベンサムはいう。「少数の寵臣の有無にかかわらず一人の支配者の最大幸福こそ、イギリスの統治の運営の不断の唯一の目的であることが、今では明白になっているのである。

功利性の原理ということばは、もっと明瞭で有益な言い方をすれば、前に述べたように、最大幸福の原理と呼ぶことのできるものをさす名称として他の人々によっても、私によっても使用された。『この原理は危険だ』（とウェダーバンはいった）。彼のことは、ある程度までまったく真実である。統治の唯一の正しい、そして正当視することのできる目的は、最大多数の最大幸福であるという原理——このような原理がどうして危険なものとして否定されるのであろうか。比較的少数の寵臣をとまったり、ともなっていないかたりする、ある一人の人間の最大幸福を、その現実の目標または目的としている、すべての統治にとっては、この原理は疑いもなく危険なのである。多くの下積みの協力者たちをふみ台として、寵臣たちに利益をふるまってやるのが、このような支配者にとって、楽しみでもあり、和合のもとでもある。したがって、この原理は、一人の支配者をも含む、このようなすべての官僚の利益——悪意ある利害 sinister interest ——

（次頁脚注へ続く）

願うならば、上記の点を十分に認識して、個人の諸行為、就中、経済の場においては、個人の経済諸活動を自由に放任すべきことが必須となる。

以上がベンサム功利性の原理、すなわち、最大多数の最大幸福原理⁴⁵⁾に

にとって危険である」と。なおベンサムが引用しているウェダーバーンとは、アレキサンダー・ウェダーバーンのことだが、ベンサムの『政府論断片』*A Fragment on Government*が1776年に出版された際に、「当時、検事総長か検事次長の職にあり、その後ラウバラ卿、ロスソン伯と次々に称号を変えて、民訴裁判所長官と大法官を歴任した人物である」とベンサム自身が人物紹介を行っている。ベンサム『同上』85～86頁。

ベンサムの『政府論断片』は、1776年に出版されたが、同年には、ギボンの『ローマ帝国衰亡史論』やスミスの『国富論』が共に刊行されている。なお『政府論断片』はすでに明治15年7月に、藤田四郎訳『政治真論、一名主権辯妄』というタイトルで東京京橋区の自由出版會社より出版されている。

- 45) ベンサムの回想によれば、オックスフォードのコーヒー店で、ベンサムがプリーストリーの『政府論随想』を読んでいたときに、「最大多数の最大幸福」という言葉を文中から発見したと述べている。彼自身「それを見たとき、アルキメデスが水力の原理を見いだしたときのように、思わず恍惚となって『発見した』と叫んだ」と。関「前掲」14頁参照。

「最大多数の最大幸福」について、ベンサムは前掲『道徳および立法の諸原理序説』第1章の「功利性の原理」の冒頭で、下記のように説いている。

「自然は人類を苦痛と快楽という、二人の主権者の支配のもとにおいてきた。われわれが何をしなければならぬかということを示し、またわれわれが何をしようかということを決断するのは、ただ苦痛と快楽だけである。一方においては善悪の基準が、他方においては原因と結果の連鎖が、この二つの玉座につながれている。苦痛と快楽とは、われわれのするすべてのこと、われわれの言うすべてのこと、われわれの考えるすべてのことについて、われわれを支配しているのであって、このような従属をはらいのけようとどんなに努力しても、その努力はこのような従属を証明し、確認するのに役だっただけであろう。ある人は、ことばのうえではこのような帝国を放棄したように見せかけるかもしれないが、実際には依然としてその帝国に従属し続けている。功利性の原理はそのような従属を承認して、そのような従属をその思想体系の基礎と考えるのである。そして、その思想体系の目的は、理性と法律の手段によって、幸福の構造を生み出すことである。このような原理を疑おうとするもろもろの思想体系は、意味のかわりに空言を、理性のかわりに気まぐれを、光明のかわりに暗黒を取り扱っているのである。

しかし、たとえや熱弁はもうたくさんだ。道徳科学はそのような手段によって改善されるのではない」。訳書、81～82頁。

また社会利益について次のように述べている。

「社会の利益とは、道徳に関する用語法に出てくる、もっとも一般的な表現の一つである。このことばの意味が見失われて、はっきりしなくなることがよくあ

(次頁脚注へ続く)

立脚した経済的自由主義の所説であるが、彼の主張は明らかにスミスの所論よりは合理主義と経験主義に一層徹底、透徹していると考えられる。それを功利主義、すなわち最も徹底した経済的自由主義を図式化した個人主義的功利主義と規定することが出来るであろう⁴⁶⁾。ここで功利主義に個人主義的と

るが、それも不思議なことではない。社会の利益ということばが意味をもつのは、次のような場合である。社会とは、いわばその成員を構成すると考えられる個々の人々から形成される、擬制的な団体である。それでは、社会の利益とはなんであろうか。それは社会を構成している個々の成員の利益の総計にはかならない」。訳書、83頁。

この原理の内容を概括すると、次の6点になるが、幸いに関氏が要領よくまとめられているので、それを引用することにしたい。

「第一は、快楽または幸福を生むものが善であり、苦痛または不幸を生む行為が悪である。行為の正邪は、この快苦を増すか否かによりきまる。第二に、道德の原理たる社会の善とは、それを構成する個人の善の総計である。すなわち、最大多数の最大幸福が社会の善である。第三に、道德は、道德家の主観的判断で定められるべきでなく、人間性の客観的法則のうえに樹立さるべきである。第四に、快苦は、数学的に計算可能である。第五に、個人の快苦の感受能力は等しいと考えてよいから、社会の善を考える場合に、なんびとも一人として計算すべきである。第六に、立法すなわち統治の原理も、この道德の原理と同じである。

このうち、第一および第二は、必ずしもベンサムの特創ではない。ベンサム自身が述べているように、プリーストリーやエルヴェシウスにも同様の考えがある。ベンサムの特殊性は、そのような考えに、科学的原理の基礎づけを与えようとして、第三、第四、第五の点を強調し、さらに政治の原理にも適用しようとしたことである」。関「同上」27頁。

- 46) ベンサムは、重農学派やフランス百科全書学派、それにスミスを支配した自然法および『道德情操論』の共感の理論を批判し、精神についての学問を自然科学と同様の精密科学に構成し直す目的をもち、道德をも自然科学が明らかにする客観的法則と同様の性格のものだと主張している。精神科学を精密科学化するには、全体を個別的な要素に分解して観察し、共通的な現象を類推して客観法則化する作業が必要になる。

ベンサム自身は、道德の徳目を古今の聖賢同様に重視していた道德家である。ただ彼は、道德哲学が発達してこなかったのは正義あるいは社会福祉ないしは自然の摂理とかいうような余りにも抽象的な命題から実践活動が始まったところに原因がある、と述べる。いいかえれば、社会を観察するのではなく、それを構成する個々の人間の観察から出発し、共通的現象の観察から一般法則を帰納するという方法を採用すべきである。これは、明らかにベンサムがベーコン流の学問方法を精神科学に応用していたといえるが、別言すれば、個人主義的な社会科学方法論だと規定することができる。したがって当然、この方法による帰納的法則は、超歴史的な自然法則と同様の精密性を帯びたものになる筈である。

(次頁脚注へ続く)

いう形容詞をつけたことに対して同義反復だとの疑義をもたれる向もあろう。それは後日、集団主義の国家論について論及する際に説明する予定である。

3) スミスとベンサムの社会調和論

スミスとベンサムに即して経済的自由主義の主張を究明してきたが、スミス自然法とベンサム功利主義の何れもが、経済にそれ自体の自己完結的運動性、すなわち「自律性」を認めていた見解だと要約できる⁴⁷⁾。彼らは、このように述べることで、国家の経済生活への不介入を理論づけ、正当化しようとしたのである。

しかしながら経済の「自律性」のみが、彼らの経済的自由主義思想の唯一の「柱石」ではない。いま1つの「柱石」を考慮することが必要である。

それは、経済の「調和」観である。経済的自由主義が、自律性を発揮して経済生活を自由に放任するとき、そこに「調和」が招来されないならば、個人ならびに個人の集合体たる社会の幸福は実現されえないというのが、この見解である。スミス自然法とベンサム功利主義が主張している経済生活への国家干渉無用説は、単に経済過程に高度の自律性を認めていたばかりでなく、経済の自律性が尊重されたところに調和が現実化されるという点をも重視していた⁴⁸⁾。もとよりスミス流の自然法を背景とする「自然的調和論」とベン

上述のようなベンサムの主張にしたがえば、ベンサムの狙いは、その当時の社会における道徳の衰退や頹廃を、徳目の精密科学的な琢磨によって「確乎不動の客観的法則のうえに再建する」(関「同上」28頁)ところにあったといえよう。

47) 木村「前掲」18頁。

48) 関「前掲」35頁。また木村氏は、前掲の「十九世紀英国思潮」の「三・自由主義の哲学的基礎付け」のなかで、次のような興味ある説明を行っている。「社会の幸福は一人一人の幸福の総和である。だからできるだけ自由放任をしなければならないという結論が出てくるのである。

……………しかしアダム・スミスは各人各人を自由に放任しておく、社会的にはそこに衝突が起こって来るという可能性を想像していた。……社会的な調和が破れないということについては、アダム・スミスは説明に窮したのである。その結果、神の見えざる手が働くことによって、個人個人の利益が、結局は社会的調和を實現するという説明に遁れたのである。即ちいわゆる理神論の神観によっ

(次頁脚注へ続く)

サム流の「理性的（政策的）調和論」とは理論構造を相違させていたとはいえ、個人間の利益調和の実現はそれほど、困難ではないという点では、両者に相通ずるものがあった⁴⁹⁾。この両者に相通じた調和観は、スミスにおいては楽観的予定調和論、ベンサムにおいてはやや悲観的政策調和論というように内容を異にしながらも、個人の幸福と社会の幸福との「同時存在性」、すなわち「調和」、は経済が自由に放任され、経済活動の自律性が尊重されるときに達成される性格にあると考察されていた点では一致していた。彼らの調和思想は、調和を個人の幸福と社会の幸福との調和と洞察し、社会は個人の集合体であるがゆえに、調和は必ずや個人間の調和に帰着するものである⁵⁰⁾と説かれていたといえるであろう。

しかしながら以上の所論から差し当り、次の2つの問題を検討する必要がある。

第1は、スミスとベンサムの両者が共に、一方で個人の利己心から出発しながら、他方で個人の利己的活動の総体の上に全体的な経済秩序が調和的に運営されるという一見、パラドキシカルな論法を検討するという問題である。

第2は、調和思想の根底にある単位的実体は個人であり、したがって調和とは、それぞれが独立的存在である個人相互間の調和を意味する「存在論的個人主義」ontological individualismの基礎の上に成立せられるべき性格にあると考察されている論法を検討するという問題である。

第1の問題を検討しよう。

一方で、個人の利己心に立脚しつつ、他方で経済活動に従事する個人相互間の行動が、どのようにして社会全体の経済秩序を形成し維持することになるのだろうか。

上述の箇所では、スミスとベンサムが、個人の集計を社会とみなし、個人の

て、この社会の調和を説明したのである」と。「同上」270～271頁。

これに対してベンサムは、徹底的に科学主義的な立場からスミス流の超越的神話観の導入を排斥したのである。

49) 木村・前掲「国家と経済」18頁。

50) 「同上」18頁。

盲目的な自己利益活動が社会の利益をもたらすと主張していると記述した。しかしながらこのような評価は、彼らの見解に対して正確なものであるとはいえないということを、ここで付言したい。スミスにおいても、またベンサムにおいても、利己的行為が必ずしも公共の利益や共同の福祉をもたらすものではないと主張している点を無視してはならない。スミスは、商人や製造業者の利己的行為、就中、独占的行動にたいして激しく非難攻撃した⁵¹⁾。

またベンサムは、常に経済的自由主義が何らの障碍もなしに運行するとは考察していなかった。それどころかベンサムは、個人と社会との調和、すなわち個人相互間の調和が破れる可能性を十分に予想していた。ベンサムは、その原因を、本来は利己的存在である人間が、利己的存在者として徹底しないところに求めていた⁵²⁾。その点で、スミスは、その原因を、「自然」をそこなう「人為」に求め、世界の秩序を神の意志に基づいて自動的に調和的に人類の繁栄に導かれて行く自然の秩序とみなし、しかも人間性をこの世界的秩序の一構成部分として、自然秩序に調和するものと考えていた限りでは⁵³⁾、

51) スミス『諸国民の富』第4編、第7章、第3節、訳書、第3分冊326～418頁に詳しく論じられている。

52) ベンサム『前掲』訳書、108頁。ベンサムは説く。「永続することのできる行為の唯一の正しい根拠は、けっきょくのところ功利性の考慮である。それは、ある場合に行為と是認の正しい原理であるならば、他のすべての場合にもそうなのである。他の多数の原理、すなわち動機は、ある行為がなぜなされたかという理由、言いかえれば、その行為がなぜなされたことの理由または原因ではあろう。しかし功利性の原理だけが、その行為がなぜなされてよかったか、またはなぜなされなければならなかったかという理由となりうるのである。」「同上」108頁。

53) スミスの経済的世界を究明したものを『国富論』とすれば、法および統治的世界についての究明は、『グラスゴウ大学講義』(後出・注74)であり、経済的世界と法・統治的世界の根底に立って両者を統一するのが、道徳的世界を取り扱った『道徳情操論』(米林富男訳、上・下巻、未来社、1969-70年)であろう。道徳情操論を狭義の倫理学とみるか、広義の道徳哲学とみるかという点では、私自身も後者とみているが、こうした見解はすでに高島氏の『前掲著書』にも指摘されていることを注意したい。高島『前掲』46～47頁。

また最近出版された篠原 久氏のスミス実践道徳体系についての著書(『アダム・スミスと常識哲学——スコットランド啓蒙思想の研究——』有斐閣、昭和61年)にも、上記の点に関して次のように指摘している。スミスにとって「宇宙と
(次頁脚注へ続く)

ベンサムの見解と相違しているといえるだろう。

調和破壊の原因に対する把握を異にしつつ、スミスとベンサムの両者共、個人の利己的存在を行論の出発としながら、全体における社会秩序の自然調和、したがって個人相互間の社会構成体における調和的並存を説いている。

この謎を解明するのが、いわゆる「見えざる神の手に導かれて」led by invisible hands「一つの目的を促進する」という競争の摂理の導入である。競争の摂理の導入により、個人の利益は社会の利益に合致し、したがって個人相互間の利益が調和的に並存することが可能になる⁵⁴⁾。逆に競争にさらされなければ、個人の自己利益追求が、全体の調和に到達しないことをも、この主張は意味している。けだし、スミス国富論全巻にわたって、私益と公益とを調和さすための競争を励行せよとの主張が溢れ出ていることから、この主張は当然であるといえる。スミスにあっては、競争こそ調和への道程であり、創造主の与え給うた摂理、神の意志であったのである。見えざる神の手に導かれてかれの意図にはなかった1つの目的を促進する」と説くことにより、スミスは個人の自己利益追求活動の総和の上に、全体的に経済秩序が調和的に運行することを理論づけたのである。

スミスの以上の見解に触れて、彼が極めて楽観的な調和観を持っていたことを改めて再認識することができる。その理由として2点指摘できるが、1つには彼の基礎的世界観が理神論的世界観に支配されていたと評価されるよ

いう偉大な体系の管理運営は、神の業務」（『同上』272頁）であり、また「スミスにおいても……『徳性』と『便宜』との緊張関係がつねに問われるべき課題であった。ただ、スミスの場合には、便宜の世界が、新しい『常識』の世界（新しいシステム）として確認されることによって、この新しい世界における道徳の体系化への努力の延長として『国富論』（便宜の世界の体系化）が出現したのである。これが、スコットランド啓蒙思想におけるスミス独自の貢献であった。しかし、ここでスミスのシステム論（哲学研究指導原理）を想起してよいなら、スミスにあっては『体系』の確立（固定化、権威化）には、つねに、体系の創始者の念頭にあった『良識』が失われていく危険性があった。スミス思想体系のもつ難解さと魅力の一因は、新しい世界への大胆なコミットメントと、その体系に対する傍観者の態度との混在にあったといえるであろう」。篠原『同上』282～283頁。54) 注48)を参照されたい。

うに、自然法の世界観、すなわち世界の根元的法則性、世界は世界それ自体の内部に植えつけられた法則性にしがって自動的に運行する、という予定調和論を信仰していたからである。また2つには彼よりも半世紀以前にマンデヴィル (Bernard de Mandeville, 1670? - 1733) が描いた蜜蜂物語 *The Fable of the Bees; Or, Private Vices, Public Benefits*, 1714 の、私悪が公共の利益に転化するような生産力の発展しつつある社会に妥当し、また妥当することによってさらに一層、近代市民社会の発展を促進させようという楽観主義の調和論を信仰していたからだと考えられる。

スミスは、現実の経済社会が不調和に進行するなどは予想しておらず、またもし不調和が現実存在しているとすれば、それは自然に逆らう人為の災いであり、このことは創造者である神の意志を恐れぬ冒瀆であるし、妄挙でもであると判断していた。彼の予定調和の楽観主義は、このように人為の最大にして最悪である国家の経済への介入や保護干渉を拒否し、すでにケネーにおいて理想的には把握せられていた経済の自然法的自律観を、国家から独立した経済社会—商業社会 *Commercial Society* としての近代市民社会 *Civil Society* を成立させることになることになると証言し、またそれが現実において妥当することをも証言したのである。

5. 時代背景の相違、スミスとベンサム

1) 資本主義創成期の人・スミス

スミスの時代は⁵⁵⁾、産業革命以前の手工業的技術を生産方法の支配的な段階とする経済社会の時代である。活々とした精気に溢れる能動的な雰囲気包まれ、経済は激しく変動して発展している反面、人々の思考に影響を及ぼすほどの強い成長ではなく、なんとなく静かで穏和な風情を感じさせる調和

55) アダム・スミスは1723年に生まれ、1790年に没しているが、ベンサムは1748年に生まれ1832年に没している。両者の年齢差は23年であるが、両者の活躍期における資本主義の成熟発展の度合の差に注目する必要がある。

的な雰囲気の中であった。スミスが、時代の趨勢のなかで、調和は経済を自由放任原理で運営することによって達成されると楽観視したのは、彼を生育せしめていた時代の背景に基づいていたからである。ヴォルテール（François Marie Arouet Voltaire, 1694-1778）が、「見るところあらゆるものが革命の種をなげ蒔いているように思われる」と書いた頃、スミスはフランスに留学し、絶対主義王政と重商主義のアンシャン・レジームがフランスを崩壊の危機に陥らせている状況をつぶさに身をもって経験したといわれている⁵⁶⁾。18世紀フランスの国家的破産の様相を、彼は詳さに観察できたのである。政治的にも経済的にも瀕死寸前の状態に追い詰められていたフランスにおいて、スミスはフィジオクラート、とりわけケネーの創見に多大の影響を受けたことは彼自身が述べている点からも明らかである。

他方、彼の母国、イギリスでは1688年の名誉革命以来、市民階級が政治的に数多くの成功を勝ちとるだけでなく、経済的にもマーカントリズム競争で勝利を占めていた。十分な資本蓄積とそれに基づく生産方法の発展で、イギリスは世界の覇者の地位を占めんとするばかりの勢力を持っていた国家であった⁵⁷⁾。それに加えて、当時のイギリスには、近代市民社会の代表的国家として、市民層の間には自由にして豁達な市民的精神と現実的にして実践的な企業家精神とが豊溢忘満していた。イギリスにおけるこのような現実、その時代のフランスの啓蒙思想家達が、近代市民社会の理想像・模範像だと夢想し憧憬していた状態に最も近かったのである。

スミスの青・壮年時代は、まさに近代市民社会が、経済社会として自立し一人歩きして行けるくらいに成熟していたといえよう。強力な国家の保護干渉の下に成長してきた近代市民社会は、産業資本が一人歩きするくらいに成長し、また国際商業が活発化するにともなって、国家の重商主義的政策を束縛として排斥するようになる。すなわち国内経済から世界経済へと経済活動

56) 佐藤豊三郎監修『経済学説史』新経済学叢書14巻、評論社、昭和31年 改訂版、51頁。

57) 『同上』51頁。

が国家の領域を超り越えて行くにつれ、国家と経済の分化は一層促進され、経済社会の自律性が何人の目からみても客観的事実としてはっきりと現れてくる。重商主義は、近代市民社会成立過程における発展促進のための手段としての国家自律性を経済に内在し、経済の再生産過程から産みだされてくるものと説明したのである。スミスの方法が、個人心理的自然法の別称で呼ばれるのも、既述したように理解されるならば、ケネーの自然法的秩序論に比較して、けだし当然のことではなからうか。

2) 資本主義確立期の人・ベンサム

ベンサムにおいては、しからばどうか。

スミスの予定調和の楽観主義が、未だ生産力の低い資本主義の初期の社会状態を時代的背景として生まれてきた自然法的自律観の経済的自由主義とするならば、ベンサムの青壮年期は産業革命を経過し、資本主義の発展に内在する病弊や矛盾が漸次、露わに民衆の上へのしかかってきた時代であった。一方における夢想もされなかったほどの生産力の洋々たる発展と他方における社会問題の深刻化という状態は、スミスが楽観的に予言していた経済秩序の調和性に疑惑を抱かしめただけではなく、経済に内在する自律性に対しても不安と反省とを抱かしめるに至った⁵⁸⁾。

産業革命がもたらした生産力の洋々たる発展と機械制的工場工業の確立、世界の工場となったイギリス資本主義の成長、これらの生産力の未曾有の発展を産みだした生産技術の相継ぐ発明や改良と大規模大量生産のための経済力の集中は、弱小競争者ならびに労働者大衆に経済上の多くの諸困難をしわ寄せし、また貧困と抑圧とを増大させた。生産力の発展とは逆方向に増進した社会問題の深刻化は、1817年の恐慌発生とそれ以降の周期化、ならびに次第に意識化してきた労働者大衆の即自的階級から対即自的階級への成長と、彼らの資本家階級に対する闘争によって、一層強化された⁵⁹⁾。

58) 『同上』54頁。

59) 木村・前掲「国家と経済」20頁。

イギリス市民社会の現実には、スミスが予想した、調和した社会の理想とは、およそ縁遠いものであった。自由放任を主張して、調和的社会の確立を説いたスミス経済的自由主義は、バラ色の理想的世界が灰色の現実的世界への変転とともに漸次、説得力を喪い始めた。楽観的な经济社会の自律的予定調和観は、トーマス・カーライル（Thomas Carlyle, 1795-1881）が、陰鬱な科学 *dismal science*⁶⁰と述べた灰色のムードに変化してしまった。

スミスの論法は、灰色のムードに包まれた経済的自由主義を十分に説明する論拠とはなりえない。そこでスミス修正が行われることになる。だが、この作業は、修正であってスミス経済的自由主義を根本的に抹消する仕事ではなかった。いわんや経済的自由主義を一大支柱とする資本主義生産様式の否定するようなことは、これらの作業を行った人々にほとんど考えられていなかった。

経済学のリカード（David Ricardo, 1772-1823）やマルサス（Thomas Robert Malthus, 1766-1834）に代表される古典学派と俗称される人々、あるいはイギリスの経験主義哲学と、功利主義哲学思想に影響を受けた人々が⁶¹、これらの作業を行ったのである。

リカードやマルサス以外の、たとえばセイ（Jean-Baptiste Say, 1767-1832）のような楽観的な古典学派は、スミスのように予定調和説を強調しなかったとはいえ、自然がこの世界を創造したという観点に立脚し、自然に対する信仰を堅持していた。こうした態度は、スミスと同様であった。また彼らはリカードやマルサスと同様にスミスの創見に基づく方法論上の分析道具

60) 佐藤『同上』68頁。

61) スミスより徹底して経験主義と合理主義的手法に立っていたベンサムは自由放任思想は、中層・下層の最大多数の人々が資本主義の発展にともなって貧困の方向に追いやられるにともない、最大多数の貧困層を救済するための理性的・政策的な自由主義あるいは改良主義の方向に改変されていくことになった。例えばベンサムは、ジェームス・ミルとの交遊関係を通して、ミルの民主主義思想の影響を受け始め、社会改革は権力者、すなわち既得賢益を手離さない支配階級に訴えるのではなくて、大衆に直接に訴えることの重要性を痛感していたといわれている。こうした考えが1832年6月4日の選挙法改正の勝利をうみだしたのであるが、この改正運動を推進したのがベンサムやミルを旗頭にした哲学的急進派である。

ならびに諸前提を承継し、スミスにおいて無反省のまま混在されていた諸問題を発展、洗練、統一しただけではなく、分裂させたり、対立させたりすることも行ったのである。

今、この点を簡単に論述するならば、リカードやマルサスを別にして、彼らの共通の態度は、自然そのものに対する信頼を厚くして、自然を絶対視していたといえるだろう。宗教上の畏敬心にも似て、自然の秩序を絶対視したスミスの後継者達⁶²⁾の前に、現実社会に深刻な社会問題が登場した。すなわち階級拮抗の熾烈化と経済恐慌の規則的反復である。

彼らの苦悩を解決する方法は、自然に対する信仰心を捨てるかどうかにかかっていた。だが彼らはこの解決法を採用しなかった。なんとならば自然への信仰心の放棄は、近代市民社会と資本主義社会の支柱たる経済的自由主義を否定することであり、したがって体制破棄に結びつきかねないと判断していたからである。そこで彼らは、一部の楽観的予定調和論者を除き⁶³⁾、自然と現実との乖離を狭めるようなもろもろの妥協と譲歩を行った。スミスの楽観的予定調和論が先ず否定され、世界は必ずしも自動的に調和的秩序を形成するものではないということが説明され、また調和それ自体はバラ色のようなでないことも説かれるようになった。自然と理性との無条件的な一致を宣言していたスミスの理神論的世界観は、根本的に修正され、調和的理想を達成するために、人間が自らの理性をして自然の運行を手助ける理性的調和論⁶⁴⁾に変化することになった。例えば、人間が自然の欲望である性欲を理性の力で抑制して、初めて自然と理性とが一致し調和が確立されると説いたのは、スミスの後継者の1人マルサスであった。もう1人の後継者であり、古典学派の確立者としての栄光を担う近代市民社会の理論的代表者、リカード

62) 供給はそれ自らの需要を創造するというジャン・バティスト・セイの販路説やマンチェスター派の自由放任思想のことである。

63) コブデンやブライトに代表されるマンチェスター派のなかで、手放しの楽観論を主張したのはフランスのバステアであるが、アメリカのケアリーもまたヨーロッパでの悲観主義と対照的な楽観的予定調和論を説いている。

64) 最大多数の最大幸福原理が理性的調和政策の思想基盤として位置づけられることになった。

もまた、同様の趣旨に立脚して理性の力による調和論を展開したのである⁶⁵⁾。

他方、ベンサムはスミスの経済的自由主義から自然法に纏わった神話的要素を払拭し、より一層経験主義と合理主義に徹底し、最大多数の最大幸福を調和と同義とみなして、それに到達するための理性的自由主義を説いた。彼の経済的自由主義が、政策的自由主義⁶⁶⁾と称されるのは、このような由縁に基づくのである。

それでは理性的（政策的）自由主義とはどのようなものか。本来、調和の破壊は、ベンサムによれば個人が利己的存在者であるにもかかわらず、利己主義に徹底しないところに原因をもち、したがってこの原因を排除すれば、調和は破壊されないと考えられていた。スミスが、見えざる神の手に導かれて個人が意図しなかった調和が自然の秩序のなかで成立するというのは、正確ではなく、万人が利己主義に徹底し、徹底するために理性と分別とを働かせ、その理性と分別との助けによって調和を達成させるのだと、ベンサムは説いた⁶⁷⁾。

ベンサムによれば、スミスの自由放任によっては調和が破壊される可能性があるので、理性の発揮のみがこの可能性を抑制できると考えられていたのである⁶⁸⁾。ここにベンサムが、合理主義に徹しつつ、自然に対して合理的に適応し理性の働きにより、人間のつくりうる最もよき世界を創造しようとした理由がある。そしてその世界が、最大多数の最大幸福の世界・調和された世界である、と彼は説いた。個人の利己的存在、すなわち快樂主義の欲望論の上に成立した功利主義の道德哲学をもって、ベンサムは経済的自由主義を力説し、その限り、国家の経済過程への不介入を強硬に主張したのである。

スミスの自然法的経済自由主義とベンサムの功利主義的経済自由主義、こ

65) 佐藤『前掲』81～82頁。

66) 『同上』68頁。

67) 『同上』68頁。

68) ベンサムが、「人民の自由を束縛する多くの法律の廃止を主張する反面、それが最大多数の最大幸福をもたらすのに必要なかぎり、法律の領域の拡大を主張したのである。その主張は、単なる自由放任の要求ではない」との関氏の指摘は、正当であろう。関『前掲』30頁。

れらが近代市民社会、ことに産業革命前後の、あるいはそれ以後の資本主義経済の変化を説明する論理となった。またとくにベンサム主義は、新興経済階級の背骨的論理となり、経済への国家権力を排除すべきだという世論を大きなものにして行くことになったのである⁶⁹⁾。

だが、スミスとベンサムの経済的自由主義が国家の存在を抹消しようとする見解ではないことに、十分に注意すべきであろう。スミスはもとよりベンサムも国家の経済生活への干渉を極力、排除しようとしたとはいえ、国家の存在ならびに国家の権力行使を全く無益で不要だと説いていたわけではない⁷⁰⁾。後年、ラッサール達により「夜警国家」Nachtwächterstaat⁷¹⁾と揶揄されたように、スミスならびにベンサムは、国家の存在を必要悪として是認し、一般的には国家権力の行使を最小限度にとどめるべきだとの意味合いで是認していたのである。その最小限度とは、個人と社会の利害の衝突防止と是正の場合のみに国家が干渉してもよいという範囲に限られるということであった。国家は、治安と国防の責任を果し、個人の自由活動の最大限の維持ならびに社会の幸福の最大限の確保のための「手段」および「条件」として存在を認められたのである⁷²⁾。その限り経済的自由主義に基礎をおく国家論

69) 木村「前掲」16～17頁。

70) スミスのこの点についての研究は数多くあるので指摘しないが、ベンサムについては次のように述べておこう。最大多数の最大幸福の原理は、資本主義の発展過程で、最初の自由放任から人間の理性の発揮によって、すなわち国家や立法の力によって、実現されるというように、力点が変わった形で説明されているということに注目したい。

71) 主としてドイツの国民国家経済思想の持主達から批判されたといえる。

72) スミスは「国防は富裕よりもはるかに重要である」と『諸国民の富』のなかで述べているし、またベンサムも、社会全体の最大幸福を目的に、不完全な個人の利己心の発揮が社会の全体的調和を阻害するときには、国家や法律が個人の無制限な自由を抑制するように働くことを認めている。ベンサムの場合は、個人の幸福よりも社会全体の幸福の実現が究極の目的であるので、国家や法律は、必要悪として存在を認められている。別言すれば、人間の利己心が完全であれば、自由放任によって社会全体の最大幸福と調和が達成されるが、利己心が不完全であれば、一人の利己心の発揮は他者の自由を侵害するという悪になるので、この悪が

(次頁脚注へ続く)

は、無政府主義者の唱道する国家存在の全面的否定とは、根本的に相違するのであった。

6. スミスとベンサムの家機能論

1) スミスの家機能肯定説

それでは家機能に関するスミスやベンサムの見解は、どのような内容のものであったかという点を、以下に検討することにしよう。

前途したように、スミスにとっての家存在条件とは、個人と社会の利益調整の手段であった。したがって家それ自体の機能の比重は極めて低く、活動分野も狭く、個人の経済活動の最大限の發揮を妨げる障害を除去するのが、活動任務であった。スミスによる家活動の具体的内容は、(1)国防、(2)司法警察、(3)公共事業および公共造物の3つであるが⁷³⁾、これらが目的とするところは、結局は個人の生命財産を維持すること、すなわち近代市民社会における私有財産の維持にあったのである。スミスは、彼のグラスゴウ大学講義第1部「正義について」のなかで、「財産が存在するまでは、政府というものはありえない。まさに政府の目的は、富を確保し、富者を貧者から保護することにあるからである」⁷⁴⁾と述べ、また国富論第5篇第1章第2部では、「財産のないところ、または少なくとも2、3日の労働の価値をこ

生じないように必要悪としての家や法による個人の我まを抑えることが重要事となる。したがって平等とは、勢力の強大なる者たちだけの不完全な利己心の發揮を制限し、大多数の力弱き者たちの利己心の發揮を、家や法律が保障することによって実現される社会的調和状態を指すのである。

73) スミスは、いわゆる国富論の第1、2、3の3編では、自由経済を強調し、第4、5の2編では家や国民を意識しつつ叙述しているが、とくに第5編の第1章の第1、2、3節では、「防衛費」「司法費」「公共土木事業および公共施設費」が論じられている。スミス『前掲』訳書、第4分冊、5～35、36～56、57～219頁。ただしこの点に関して、スミスの上述の家活動を財政論の範囲に押し込めて論じるならば、国富論第5編の位置づけに誤ちが生じるであろうという高島氏の解釈は正当だと思われる。高島『前掲』215頁。

74) スミス『グラスゴウ大学講義』高島・水田洋訳、日評社、昭和22年、100頁。

える財産がなに一つないところでは、市民政府はそれほど必要ではない』⁷⁵⁾とも述べている。

上記の2つの引用文から、スミスの国家の成立と性格についての見解がどのような内容のものであったかが、十分に推察できよう。

スミスによれば、国家が成立したのは私有財産の発生後であり、私有による財産が不平等をもたらし、不平等な財産を保護するために政府が発生したと考察されている⁷⁶⁾。いわゆる「初期未開社会の状態」たる土地の私有と資本蓄積に先立つ時代においては、財産は存在せず、国家や政府の統治という機能や制度は存在しなかった。だがしかし、人間が個人の利益と社会の繁栄を目的とした時に、平和と秩序維持のための権力機構が必要となってきた。権力機構が必要となったのは、法の立場からする、いわゆる正義の維持のためであって、スミスの場合には、財産の安全な保持、すなわち不平等な財産制度の存在を前提としていたからといえる。これはまさにスミスが、ロック(John Locke, 1632-1704)流の機能的国家論⁷⁷⁾を、より近代市民社会の実状に妥当するように発展させ、近代市民社会における人間の自由や自由にして尊厳されるべき人格を、物質的に裏付けする源泉としての私有財産の保全に求めたといえよう。

スミスは、すでに述べたように、正義の目的は侵害からの防止にあると説く。そしてそれが政府の基礎であると主張し、また政府が財産の保持のために設けられる限り、それは実は貧者に対して富者を擁護するために設けられるのであると指摘している。スミスの場合、市民社会における最大の権威を基礎づける力が何であるかといえば、それは富であるが、その富をめぐって富者は、国の内外、ことに貧者から侵害を受ける危険があるから、国家は、正義の法理にのっとって富者を保護しなければならない、と考察されてい

75) スミス『諸国民の富』訳書、第4分冊、37～38頁。

76) スミス・前掲『講義』訳書、97頁。

77) ロックの個人主義的市民社会観では、自然状態での個人の同意に基づいて国家が成立するという同意説であって、国家契約説の原型では無い、と高島氏は指摘している。高島『前掲』79～80頁。

た⁷⁸⁾。

以上のスミスの行論から、当然、貧者もまた、近代市民社会の構成単位であり、国家の1員であり、生存権の保障があるのではないか、その問題をスミスは、どのように考察していたかが新たな問題として生じてくるであろう。

スミスの次の一文、「国家制度 civil institution によって、もっとも貧しい者も、もっとも富める者およびもっとも有力な者による侵害を免れることができる。そして特殊の場合においてはいくらか不都合はあるかもしれないが——疑いもなく実際に不都合は存するのであるが——、しかしわれわれはより大きな弊害を避けるためにこの国家制度に服従するのである。人々を動かして服従に導くものは、個人的な功利感であるよりも、むしろ公共的な功利感 *sence of public utility* である。政府に服従しないでその転覆を願う方が私の利益であることがしばしばあろう。しかし私は、他の人々が私と異った意見を持ち、この企てにおいて私を援助しないであろうということを知っている。それゆえに、私は全体の利益のために政府の決定に服従するのである」⁷⁹⁾は、前記の疑問に対する解答となろう。

スミスによる、市民社会に参加している人々を指導する原理には、権威と功利の2つがあり、「すべての統治には、ある程度この二つの原理がともに行われるのであるが、しかし君主政治においては権威の原理が主として行われ、民主政治においては功利の原理が主として行われる。混合政体のブリテンでは、かつて自由党、保守党の^{キイッダ トーリー}名の下にかたちづくられた党派は、これらの原理によって導かれたのである」⁸⁰⁾と。功利の原理が主として働く民主政治、すなわち市民社会では、貧者に対する富者もしくは有力者からの侵害は当然、市民が服従すべき国家により保護せらるべきである⁸¹⁾。

78) スミス『講義』訳書、98～100頁。

79) 『同上』訳書、100～101頁。なおこの引用文は、高島氏の『前掲』202頁にも記載されている。

80) スミス『同上』訳書、101頁。

81) 「人々をみちびいて市民社会 *civil society* に加はらしめる原理は、二つあるが、我々はこれを権威および功利の原理 *principles of authority and utility* とよ
(次頁脚注へ続く)

スミスの理解する国家は、マルクスの階級国家観とは根本的に相違し⁸²⁾、貧富の差による対立を、市民的な対立として把握し、高賃金と生活水準の向上という政策的な観点から貧者を保護し、共同体の域内でこの問題を解決せんとする見地に立っていた。スミスにあっては、低賃金と低労働条件を押しつける、もろもろの法的抑制ならびに行為が人為的な悪弊であって、自然律の調和を妨げる障害だと考えられていた⁸³⁾。彼が資本家の独占に対して強硬に反対した事実が、その傍証の一例になるであろう。

しかしながらスミスの国家観は、(1)国家は同時に政府であり、統治であって、その目的とするところはすでに述べたように、正義の擁護、すなわち社会の平和と秩序の維持であり、(2)具体的には市民社会の私的財産に対する侵害の予防と財産の擁護をもって、基本的な見解としている。

これを換言すれば、市民社会は、本来は経済外的な力を梃子として生まれた自由競争を基盤とする社会であり⁸⁴⁾、また分業と協業とを基礎として、利己心と交換本能を内的支柱に、最大限の生産力を発揮する可能性に富んだ経済社会である。このような経済社会は、自然律と調和律とによって、生産された富が社会に関係するあらゆる人々に万遍なく配分される、より希望的な社会、平和と繁栄とを人々にもたらす優れた調和社会、つまりは福祉国家と同じ内容の国家であると考えられるであろう⁸⁵⁾。

ぶであろう。……………一般に貧しい者は獨立してをり、彼等の労働によって自活してゆくものである。とはいえ、彼等は、たとへ富者から別に利益を期待しないとしても、富者に対して尊敬を拂ふといふ一つの強い傾向をもってゐる。この原理は道德情操論において充分明らかにされてゐる。『同上』訳書、99頁。

「もし政府が一国において長い間存続し、適當収入によって維持され、同時にそれが才幹の卓越した人物の手に委ねられてゐるならば、そのとき、權威は完全に保たれてゐる。『同上』101頁。

82) 高島『前掲』213, 218頁。

83) 『同上』203頁。また高島『経済社会学の根本問題』第2部、昭和10年、150頁を参照されたい。

84) 同上『アダム・スミスの市民社会体系』216~217頁。

85) 高島氏の次の指摘は、今日の時点で振り返って考えたときに正当であったといえよう。「現在のイギリス国家は福祉国家であるといわれる。しかし福祉国家と

(次頁脚注へ続く)

以上のように考察するスミスは、かかる市民社会において、人々によって最高に権威づけられるべきものを、市民社会を発展させる根因、すなわち富⁸⁶⁾であると判断したのである。富こそが、社会に平和と繁栄とをもたらすのだから、国家は富を保護しなければならない。まさにスミスは、貧しき人々も自然と調和との自律性⁸⁷⁾が貫徹する市民社会においては、次第に富むようになり、万人が幸せになる社会が必ず形成されるのだと強く確信していたといえるだろう。

スミスの以上の見地は、まさに自然法の主張に依拠したものであって、人間の自然権の存在を財産権の存在以前に肯定した見解である⁸⁸⁾。だが、市民社会の存在条件からいえば、財産権を放棄するような人間の生存条件を是認してはいなかった。ここにスミス解釈上の困難が生ずるのである。スミス自身は、権威の原理から功利の原理へ力点が移動させることによって君主政治から民主政治への移行とみなしているが⁸⁹⁾、こうした見解は、スミスの矛盾した論理として批判されることになるであろう。なんとならば、功利の原理を徹底して、ベンサム流の最大多数の最大幸福を、国家統治上の原理とすれば、市民社会の発展につれ、最大多数者となるのは、中層・下層の人々であるから、理屈からいえば、スミスの国家目的は正義にいちじるしく反することになってしまうのである。スミスの見地を突きつめれば、こうした矛盾に陥ち入らざるをえない⁹⁰⁾。

は何であろうか。それはスミスがすでに述べたように国民と国家とを、人民と主権者とをともに豊かならしめることを目的とするものではないのか。いわゆる夜警国家と福祉国家の間には、国家と経済との関係のみをめぐり、政治的なものと経済的なものとの関係のみを限り、理論的には違いない。市民社会の発展の段階に照応して、前者は後者に弾力的に移っていくことができるのである。『同上』212頁。

86) スミスは述べる。腕力、精神的能力、年齢、権力は、「権威を強める一つの傾向をもってゐる。……しかし、すぐれた富は、これらの性質のいかなるものよりも一層多く、権威を賦與するのに貢献する」。スミス『講義』訳書、98頁。

87) 木村・前掲「国家と経済」18頁。

88) 高島『前掲』205頁。

89) 『同上』213頁。

90) 『同上』213～214頁。

それではベンサムの場合ではどうか。私益と公益の自然的的一致と人為的一致の解釈を、どのように統一的に理解するかの問題である。ベンサムは、不平等の分野では、利害の人為的一致を主張していたと考えられる⁹¹⁾。

だがスミスの場合、前記の自然法の説くところに基づき、貧者は市民社会の発展とともに減少し、最大多数の功利の原理は、多数を占める富者の存在によって、妥当するものと考察していたのではないだろうか。もしそうだとするならば、彼がマルクスの階級観点に到達しえなかった、と批判するマルクスの批判も妥当性に欠けるといえるし、またあえて階級観点に到達しようとしなかったスミスの認識方法を間違いだ、と述べることはできないであろう。それ故、スミスが共同体 common wealth の見地から貧富の対立を処理せんとした、いわゆる政策的な処方箋も、彼の市民社会観や国家論から当然に引き出されてくる主張だということが、十分に理解できるのである⁹²⁾。

ここにスミス国家論が、単に夜警国家観だと簡単に規定できない難しさがある。スミスの経済的自由主義を理解するには、彼が一定の法と秩序という制度的な条件を前提にし、それに枠づけられて、経済活動の自由を説いていた点に注目すべきである。

L. ロビンスが、イギリスでの伝統的なスミス解釈に依拠して、スミス自由主義を単なる放任的自由の自由主義ではないと説いているのは正当であるし⁹³⁾、高島善哉氏の下記のスミス解釈も妥当することになる。高島氏のように、スミス国家論の解釈は、国富論第5篇の「主権者または国家の収入について」をいわゆる財政論のみで行うことは誤った評価を導くことになり、単

91) 関・前掲「訳者解説」36頁。

92) 「国家は市民社会の平和と秩序を維持するために、またそのかぎりにおいて存在理由が認められるものであって、その逆ではない。スミスの国家は市民社会の存在を前提にし、市民社会の、重要ではあるが、一つの機能を果たすためにのみ存在するものである。これは後に多元的国家観といわれる思想の基本線上をいくものである。」高島『前掲』197頁。

93) Lionel Robbins, *The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy*, 1952. 高島『同上』212頁参照。

に財政論の範疇でしか国家の本質を理解できなくなるとの指摘⁹⁴⁾は、正しい。したがってスミス国家論は、生産力の発展のなかでまず把え、次にその枠内で政治的なものと経済的なものとの結びつきを把握し、最後に以上を総合してスミスの時代的条件に制約されたスミス国家論の本質を理解することが必要であろう。

また前掲の高島氏の次のようなスミス解釈も、極めて示唆に富むものといえるであろう。氏は、スミスによるすぐれて経済的な社会である市民社会には、政治的な発言の余地が全然ない、もしくはほとんどないと考えるのは間違った解釈だと先ず指摘する。次に政治的なものは経済的なものによって指導されながらも、(1)市民社会の創造と形成のために積極的な役割を果し、(2)市民社会の維持と発展のために管理者的な消極的な役割を果し、(3)市民社会の補強と防衛のために再び積極的な役割を果すと特徴づける。そして最後に、市民社会のそれぞれの発展段階に応じて、政治的なものと経済的なもの結合関係がさまざまな現象形態で現れるのだから、歴史的観点に立脚して判断すべきであるという見解⁹⁵⁾である。

高島氏は、この見解を押し進めて、スミスが重商主義の保護関税や輸出奨励に強硬に反対しながら報復関税の意義を是認していること、航海条例の条件付き是認、植民地の放棄（アメリカ）を説きながら、これまでも本稿で何回か紹介した国防は富裕よりもはるかに重要なことであると指摘している点等からスミスにおける政治と経済との結合関係に、スミス体系の本質を見出そうとしている⁹⁶⁾。そして氏は、スミスの本質的なものを、経済のメカニズムが自動的に作用するように影響を及ぼす法と政治の力に求め、スミスの国家観は、単なる夜警国家論ではないことを力説したのである⁹⁷⁾。

94) 高島『同上』215頁。

95) 『同上』204～205頁。

96) 『同上』210～211頁。

97) 『同上』211頁。

2) ベンサムの国家機能肯定説

スミスより一層徹底して合理主義に立脚したベンサムの功利主義思想は、生産・販売活動の合理的生活の反復のなかから登場してきた新興資本家・企業者階級から大きな支持を受けた。彼ら新興経済階級は、産業革命や産業革命後のイギリ市民社会の精神的支柱として、スミスやベンサムの見解を重視した⁹⁸⁾。

その理由は、当時のイギリスの政治的中枢部分が、新興経済階級と常に対立していた旧権力階級・地主階級によって、実質的に掌握されていたので⁹⁹⁾、それに対する新興階級の闘争が議会内や言論界で激しく行われていた点に求められる。国家の現実政策は、一方で新興の産業資本家階級の主張を取り入れる反面、他方で地主階級が要望していた保護・干渉政策を大幅に取り入れていた¹⁰⁰⁾。したがってスミスが主張し、ベンサムが力説し、また新興経済階級が支持した経済的自由主義が国家の基準的な経済政策として採用されるに至るまで、なお2分の1世紀近い年月を必要とし、ベンサムの後継者といわれた哲学的急進派やマンチェスター派の登場をまたなければならなかった¹⁰¹⁾。

哲学的急進派とは、ジェームズ・ミル、ジョゼフ・ヒューム、ジョン・アサー・ロウバック、ジョン・カートライト、ウィリアム・コベット、ジョン・オースティン、ジョージ・グロート、マコーレー、フランシス・プレース、リカード、マカロック、サミュエル・ロミリー、フランシス・バーデット、ヘンリー・ブルーム達のグループであり、普通選挙や秘密投票などの議会改革を主張し、選挙法改正法案（1832年）を議会で通過させるための原動力となったグループである¹⁰²⁾。新興経済階級は、この法案成立のために彼らを強力に支援し、またプロレタリアも好意的な態度でこれを支持した。この法案

98) 木村「前掲」16頁。

99) 「同上」16～17頁。

100) 関・前掲「訳者解説」21～22頁。

101) 木村「前掲」17頁。

102) 「同上」17頁。関・前掲「訳者解説」20～21頁。

の成立は、新興経済階級に政治的権利を獲得させた最初の、画期的な勝利ともいえる事件であった¹⁰³⁾。1932年6月4日、改正法案が成立したが、その2日後の6月6日、ベンサムは死去した。

ベンサムは、8年前の1824年に哲学的急進派の機関紙「ウェストミンスター・レビュー」の刊行に際して、資金の援助を行っているが、この機関紙は、ホイッグの機関紙「エディンバラ・レビュー」やトーリーの機関紙「クォーターリー・レビュー」に対抗するために刊行されたものであった¹⁰⁴⁾。

選挙法改正に勝利を占めた自由経済主義の哲学的急進派と新興経済階級は、保護・干渉主義の地主権力との最終的な闘争目標を、穀物法の撤廃においた。そこで登場するのが、リチャード・コブデン（Richard Cobden, 1804-65）、ジョン・ブライト（John Bright, 1811-89）等のマンチェスター派であった¹⁰⁵⁾。

マンチェスター派は、貿易活動・国際商業活動の自由を訴え、その障害となっていた穀物法を1846年に廃止させ、自由貿易主義をイギリスの対外商業活動の原則と定めることに成功した。サー・ロバート・ピール（Sir Robert Peel, 1788-1850）内閣のときである¹⁰⁶⁾。

国内経済と外国貿易の双方で自由主義経済活動の原則を勝ちとったイギリス新興産業資本家階級は、自由放任原則に立脚してイギリス資本主義経済の発展を推進する直接の担い手となった。

だがイギリス資本主義が国として自由放任経済主義を採用した時期、すなわち既述の1832年の選挙法改正と1846年の穀物法廃止の時期は、まさに産

103) 木村「同上」17頁。

104) 関・前掲「訳者解説」22頁。なお関氏によれば、ベンサムは、カトリック教徒の解放を主張した団体やロバート・オーエンがアメリカで実験した共産村、その他の人道主義的な計画や事業に対して、資金援助を行ったと指摘されている。

105) リチャード・コブデンは、労働者の貧困化の解決を強調したが、彼はそれを自由主義経済の徹底化によって実現しようとした。彼の弟子であったジョン・モーレーは、コブデンの方針に反対したといわれている。木村・前掲「十九世紀英国思潮」286頁参照。

106) 木村・前掲「国家と経済」17頁。

業革命が終了し、自由競争の熾烈化にともなう企業同士の弱肉強食の闘争と、競争の重圧を低賃金や劣悪労働条件の形でしわ寄せされた労働者達の貧困化が加速した時代でもあった¹⁰⁷⁾。

スミスやベンサムの自由経済が社会の調和をもたらすという見解に反して、イギリス資本主義経済社会は企業間闘争、階級闘争、富の不平等の激化を招くことになった。ベンサムの最大多数の最大幸福の原理は、一握りの少数者のための幸福の原理と最大多数の貧困者の不幸の原理に変化したとすら思われた。イギリス社会の調和と安定は失われ、分裂と対立の危険が日増しに深刻になり、1830年代のチャーチスト運動をはじめとする政治運動が強力に展開されるようになった¹⁰⁸⁾。

不安定と分裂の危機はイギリス国内だけではなく、国際経済関係においても見られはじめた。生産力の発展段階を異にする後進地の保護貿易・経済育成政策が後進国ドイツのフリードリヒ・リスト (Friedrich List, 1789—1846) によって唱えられ、アメリカやその他の後進国の人々の間に次第に共鳴者や支持者を増やしていった。自由貿易思想に対抗する経済的国民主義の登場である¹⁰⁹⁾。

上述のような経済領域の問題のみならず、19世紀20年代・30年代には、民族独立運動が中南米や、トルコの圧制から独立しようとしたギリシャ等で活発になった。政治の領域でも国民主義が世界の各地で燃えさかった。イタリアも世紀の半ばには統一され、また1871年にはドイツの統一がプロシアの主導によって実現した¹¹⁰⁾。

107) エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の生活状態』マル・エン全集2巻、訳書、大月書店、223～510頁の各所を参照されたい。

108) チャーチズムあるいはチャーチスト運動については、マックス・ベアの『イギリス社会主義史』の第3編「チャーチズム」で詳しい考察が行われている。Max Beer, *History of British Socialism*, 1940. 大島 清訳、岩波文庫、第3分冊、所収。

109) 木村・前掲「国家と経済」20～29頁、とくに20頁。

110) 「同上」21頁。いわゆる、「萬人の萬人に対する戦い」と「萬国の萬国に対する戦い」が国内においても対外的においても開始された時代である。

こうした状況のなかで、ベンサムの大最多数の最大幸福とは何であるのか
が再度問われることになった。社会経済の発展過程で富者が大最多数を占め
ることになれば、スミスやベンサムの自由放任思想には、一貫性があったと
いえる。ベンサムが哲学的急進派を結成した際には、明らかに私益と公益の
自然的一致を説いていたことは間違いない¹¹¹⁾。

だがベンサム体系には、私益と公益の自然的一致の見解の他に私益と公益
の人為的一致の見解が存在する。既述したごとくスミスにおいても国防を富
裕よりも優先させ、報復関税や条件付きの航海条例の承認およびアメリカ植
民地の放棄を説いている。ベンサムもまた植民地の放棄を説き、最高利子率
公定政策に反対している¹¹²⁾。結論を先にいえば、両者ともに、経済の効率に
負の影響を及ぼす国家の干渉は否定し、正の影響を及ぼす干渉には賛成した
と評価するのが妥当ではなかろうか。

関 嘉彦氏が『ベンサム経済学著作集』の編者スタークの言葉、「平等な
分野では利害の自然的一致の原理が支配し、不平等な分野では利害の人為的
一致の原理が支配する。ベンサムの論証はなんら矛盾がない。社会的平等の
概念がその確呼たる基礎である」¹¹³⁾を引用しつつ、ベンサムは経済行為を
「民衆の自発的行為、政府のなすべき事項、政府のなすべからざる事項」¹¹⁴⁾に
3分類しているが、経済の発展状況あるいは環境の相違により国家の経済政

111) 関・前掲「訳者解説」36頁。

112) スミス・前掲『諸国民の富』訳書、第3分冊、78～81、370～418、とくに78
～79、372～374頁参照。スミスは説く。「ある外国民が高率の税または禁止によっ
て、わが国の製造品をかれらの国へ輸入することを制限するばあいである。この
ばあいには、当然のことながら復讐心が報復を命じ、われわれもまた、その外国
民の製造品の若干または全部の、わが国への輸入に対し、同様の税や禁止を課す
べしということになる」。『同上』78頁。ベンサム『高利弁護論』『植民地および
海軍論』。関・前掲「訳者解説」35頁参照。

113) スターク編『ベンサム経済学著作集』編者序文。関・同上「訳者解説」36頁
参照。

114) 関「同上」35頁参照。なおベンサムは『政治経済学原理』のなかで「富裕の
程度が大であれば大であるほど民衆の自発的行為の事項は大となり、政府のなす
べき行為はそれについて小となる。イギリスにおいては、他国では政府がしてい
るか全然していない多くの有用なことを個人がしている」と述べている。

策が異なることをベンサムは認めていた、との解釈を下している。

関氏の上記のようなベンサム評価は、ベンサムをスミス以上の自由放任主義者とみなしつつ、他方で「先験的な自由放任論者」ではなく、ピグーの「厚生経済学の先駆者」として位置づけていることから¹¹⁵⁾、容易に推察できる論点であった。ベンサムの最大の関心事は、最大多数者のための最大幸福であったが、ベンサムは快苦は量的に測定および比較できると考えていた。すなわち、「富の部分によってつくりだされる幸福の量は、その部分を増すごとに減少していく。第二の部分は、第一の部分よりも、第三のものは第二のものよりも、より少ない幸福をもたらす」¹¹⁶⁾という快樂の量は富の総量に比例しないというのが、ベンサムの見解であった。これは明らかにピグー流の限界効用逓減法則をベンサムもまた主張していたといえよう。彼は、財貨の追加がもたらす効用が逓減する以上、財貨の性質と量不変の場合には、他の条件にして等しい限り、より分配が平等化されるならば、社会全体の総効用は増加するに違いない、と考えていた。

関氏は、ベンサムが安全保障に次いで平等を重視し、遺産相続税を提唱したり、政府によるある種の養老年金や利子付き年金債券の発行を提案としていることに対して、ベンサムの最大多数に力点を置いた最大幸福原理を市民生活の向上原理と同義とみなしているようであるし、またベンサム研究の権威者・堀 秀彦氏も最大幸福よりも最大多数にベンサムの力点がおかれていと述べている¹¹⁷⁾。したがって関氏の、あるいは関氏や堀氏に代表される論法からすれば、ベンサムは福祉国家論の先駆者となるであろう。実際に関氏

115) 関「同上」35頁。

116) ベンサムの経済価値論は古典派のそれとはやや異なる。『経済学の哲学』関「同上」34頁参照。

117) 他方、ベンサムは、1786年から1804年にかけての時期には、政府による資本貸付および贈与、生産および輸出奨励金、競争産業の抑制・禁止政策、輸出禁止政策について、結果的に国富が増大しないと反対している。そして政府の為すべき事柄は、特許権の交付による発明奨励と産業知識普及を目的にした情報の提供だと力説している。関「同上」35頁参照。また『ベントム・ミル・マルサス』世界大思想全集第7巻、河出書房、昭和30年の堀 秀彦「ベントム解説」299～370頁。堀氏は、ベンサムの功利主義を「愛他的功利主義」と同義とみなしている。

はこの論点について、次のように述べている。「政府が民主的かつ能率的に組織され、統計が整備され、しかも人為的に雇用、したがって国富を増大する経済政策の有効性が論証された二十世紀の今日、ベンサムがもし生き返ったと仮定すると、投資の統制や社会保障という人為的な干渉の枠組で最大限の経済的自由を主張する福祉国家の政策を支持するのではなかろうか」¹¹⁸⁾。

時代の変遷にともなって、社会の最大多数が中・下流の一般大衆から構成されるようになれば、最大多数の最大幸福という功利主義の原理は、民衆の生活状態の改善およびその目標実現の努力と同義となるのである。

いずれにしてもベンサムの功利主義思想は、その時代の最大多数の民衆のための社会の幸福と調和を目的にした見解であった、と結論することができるであろう。

7. 結びにかえて

第2次大戦後のわが国マルクス主義者の経済学説研究は、いわゆる剰余価値学説史におけるマルクス流の思想体系を大前提にして、あらゆる経済学説をマルクスの思考に合致するものに限り是とみなし、合致しないものは否とみなすという「悪しき特徴」を堅持していた。

スミスやベンサムの社会観や国家論も、経済学説や経済思想の分野では、概して上述のマルクス派流の認識方法で処理されていたといえる。スミスからリカードを経てマルクスが完成する投下労働価値説とそれから派生する剰余価値・搾取説の発明・改良とによって、初めてマルクスや後継者は彼ら流の資本主義崩壊理論を構築することを可能にした。

したがってスミスやベンサムの社会観や国家論にみられる国家機能の積極的肯定説も、マルクス主義者のいちじるしく主観的な唯物史観に立脚する社会発展論や国家論の立場から批判され、否定されることになった。確かにスミスやベンサムは、一方で自由放任の個人主義的社会・国家論を主張し、他

118) 関「同上」36頁。

方では個人よりも社会や国家を重視する発言をしている。マルクス主義者は、第1の見解の方を重視し、多元主義的社会・国家論や福祉国家論の立場に立つ人々は、第2の主張の方もまた重視すべきだと述べる。

上記したようにスミスやベンサムほどの人々であっても異なった内容の見解を述べているのであるが、これをマルクス剰余価値学説史の見解を絶対的に正しいとみなす立場から一方的に整理・要約・批判するのは、マルクス主義の諸理論それ自体に多くの誤謬がある以上、正当とはいえないであろう。

かく述べる私自身も、スミスやベンサムの社会・国家観は、社会や国家を構成する諸個人の、とくに最大多数の民衆の利益を阻害する一部特権階層の勢力を抑制・制限する機能を果たす性格のものであった、と理解している。したがってマルクスの剰余価値学説史の論旨に一方的に引き寄せて行うスミスやベンサムについての解釈とは異なった、スミス・ベンサムの社会・国家観の把握が必要になるであろう。